

五福保発第15号
令和8年4月10日

各公民館長・組長 殿

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
(公 印 省 略)

五ヶ瀬町こども医療費助成制度の改正について（お知らせ）

日頃より、本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本町では、子どもの福祉の向上と健全な発育の促進を図るために、こども医療費の助成を行っておりますが、子育て世代の経済的な負担の軽減とともに、中学校卒業後もこどもたちの成長を見守り、支える社会的支援体制を目指して、令和8年4月より下記のとおり改正を行います。

なお、新規対象になる高校生年代の現物給付については、本年10月開始を目処に関係機関との調整を行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点などありましたら、福祉課保育所係までお尋ねください。

記

	改正前	改正後
対象年齢	0歳～中学校卒業まで	0歳～ 18歳到達後の最初の3月31日まで(注1)
手続き	宮崎県内：現物給付 宮崎県外：償還払い	・中学校卒業の年代までは改正前と同様 ・上記拡大となった高校生年代については 宮崎県内外とも償還払い(注2)

注1) 町内の中学校を卒業したこどもで、通学のために町外に住民登録した場合も、こどもの保護者が五ヶ瀬町内に住所があれば対象となります。

注2) 県内医療機関における現物給付の開始の際は、保護者に新たな受給者証を発行し送付する予定です。

五ヶ瀬町ホームページ



(文書取扱 福祉課)

保育所係 佐藤
電 話：0982-82-1702
F A X：0982-82-1723